

第8章 結論

第1節 本研究において明確化した事項

1) 第1章において明確化した事項

本章においては、我が国における観光に関する基本的な法制度を分析した。その結果、現行観光関係法制度の中心となる法令は旅行業法、国際観光ホテル整備法等観光基本法が制定される前に制定されたものであり、国際観光都市建設法、リゾート法、祝日三連休法、景観法等観光との関係が深いと考えられる主要法規も、観光基本法との関係で論じられることがなく、観光基本法の指針性が欠如していることを明らかにした。このため、観光基本法の内容を詳細に分析し、課題を整理した結果、観光基本法が制定された時点において日本人海外旅行の自由化が行われておらず、外貨獲得の思想が背景に強く存在したこととその裏返しとして邦人保護政策の視点が欠落していたこと、地域の特色ある発展の理念が欠如していたこと、情報通信技術の活用思想の欠落等観光基本法が抱えていた基本的な課題を明らかにした。指針性の欠如の問題点は観光立国推進基本法においても抜本的には改善はなされていないものの、今後観光立国推進基本法の指針性を尊重し観光関係法令が増加すればおのずから観光の概念整理が進展することも明らかにした。

2) 第2章において明確化した事項

第2章においては、まず課税客体としての観光と税収の使途対象としての観光の両側面について、関係する法制度の変遷を分析した。その結果、観光は課税客体としては奢侈税的なものとして取り扱われる傾向が強かったことを明らかにした。通行税、入場税及び遊興飲食税はいずれも旅行を構成する主要な行為に課税するものであり、戦後その改正が関係方面の要望を反映して何度も実施されてきた。最終的には消費税の導入により、すべてのサービスが課税対象となったことから、観光関係諸税が奢侈税的なものとして取り扱われることがほぼなくなったことを明らかにした。

観光に関する金融・助成制度は、国際観光ホテル整備法による税制上の特例の縮小等外客誘致から観光地域づくりにウェイトを移してきていることを明らかにした。自治体は、観光施策実施の財源確保のため、入湯税の目的税化、法定外普通税としての宗教施設利用税の実施、法定外目的税としての宿泊税(東京都)等を行ってきているが、観光のウェイトの高い地域においては、いずれも地元観光関係有力者の抵抗にあうという問題を抱え、更には登録旅館等に対する固定資産税の不均一課税、宗教法人への非課税措置等により観光地として税収不足に悩むという矛盾を抱えてきたことを明らかにした。

3) 第3章において明確化した事項

第3章においては、観光基本法に例示されている文化財、優れた自然の風景地及び温泉を中心に、観光資源に関する現行法制度を分析した。その結果、我が国においては観光基本法を含め直接観光に関する法令にあつては、観光論としての中心概念であるところの観光資源に関し規定するものはわずかであり、世間で観光資源と認識されるものに関し規範

性を有する法令は、文化財保護法等直接観光に関係しない法令が中心となっていることを明らかにした。観光資源を規制・助成するという規範性を法制度によって持たせることによって、公益性があるということになるが、何のための公益性かを説明しなければならない。その公益性を説明できなければ観光資源の範疇化が可能とはならないが、現行制度においては、教育上、学術上、文化上、治安上といった公益性により観光制度以外の法制度により説明されていることを明らかにした。これらの公益性は、観光資源制度が存在しなくてもなんら支障をきたすものとはなっておらず、観光資源制度が規範性のある制度として存在しないままであることも明らかにした。

更に第 3 章においては、本研究の課題である観光概念における「日常」と「非日常」の意識の接近について、日常景観が観光資源として捉えられている例をもとに、観光資源制度に関しても展開した。

最後に、観光資源は、制度論としてはその範疇化および評価にあることに言及し、観光資源の評価に関する情報制度が法制度の根幹となっているはずであることを明らかにした。

4) 第 4 章において明確化した事項

日本の宿泊事業に関する法制度は、旅館業法、国際観光ホテル整備法、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律等から構成されている。第 4 章においてはこれらの宿泊事業に関する法制度について全体を俯瞰しつつ、特に、宿泊事業に関する中心的法制度である旅館業法及び国際観光ホテル整備法について分析し、宿泊引受義務、料金規制、泊食分離等についての法制度としての規範性に関して分析するとともに、本研究の目的である観光概念における日常性と非日常性の意識の接近という課題を解明するため、居住制度と宿泊事業制度に関して分析、整理した。

その結果「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくり政策が行われている背景には、居住地と旅行地に対する意識の相対化があり、宿泊事業制度を考える場合にも重要な要素となってきたことを明らかにした。「住む」と「訪れる」の相対化は、宿泊施設と居住施設の相対化でもある。戦後居住施設が不足し、交通機関が未発達であり、宿泊施設も整備されていなかったときは、それぞれ、基本的には住宅法制度、宿泊事業法制度により対応されてきたが、高度消費社会(あるいはポスト高度消費社会)の今日、両者が相対化した時点では、それぞれの制度の再整理が必要であることを本章で主張した。

外客誘致を目的とする国際観光ホテル整備法について分析したところ、税制上の優遇措置を含め実施されている助成措置が後退し、なおかつ東京都では同法の規定とは相反する宿泊税制度が実施されているところから、単なる登録のための制度となりつつあることを明らかにした。更には同法で義務付けられている届出料金についても、市場を反映した実勢料金が存在し、法令順守がなされていないため、国際観光ホテル整備法の規範性が弱体化していることを明らかにした。

5) 第 5 章において明確化した事項

法制度において観光事業制度は旅客運送事業制度に付随する制度から始まっている。その旅

客運送事業制度は、通勤通学需要に代表される「日常」と余暇需要に代表される「非日常」を区分する考え方が根幹にあり、運賃政策、施設整備政策等はこの区分により「非日常」需要が「日常」需要に付随する形でこれまで実施されてきた。規制制度も「日常」を前提として構成されてきた。

第5章においては、本研究の目的の一つである観光における観光概念における「日常」と「非日常」の意識の接近という課題に関し、旅客運送事業制度についても実証することを狙いとするとともに、情報化の進展と規制緩和政策等の結果もたらされた旅客運送事業制度への影響に関し分析し、旅行業と旅客運送事業の制度的課題に重点を置いて考察した。

その結果規制緩和の進展により、通勤通学客に対する乗合を前提とした定期旅客運送事業と貸切を前提とした不定期旅客運送事業を区分する伝統的な区分が消滅しつつあること、情報化の進展により旅行業と旅客運送事業の制度的関係を見直す必要性が増大してきていることを明らかにした。

6) 第6章において明確化した事項

第6章では旅行あつ旋業法及び旅行業法に関わる法制度の分析を深めることにより、旅行業法を含めたわが国観光制度全体の課題を考察した。外客誘致による外貨獲得を目的として1952年に制定された旅行あつ旋業法は、外国人も対象とできる旅行あつ旋業と邦人のみを対象とした旅行あつ旋業に大別され、前者が中心であった。旅行あつ旋業法は外国人を対象とした法制度であったが、属地主義を前提とすれば、海外で旅行あつ旋契約を締結してわが国に旅行することが一般的であるから、同法が適用される場面は大きくはなかったはずであり、その意味では制度発足当初から旅行あつ旋業法の適用範囲に課題があったことを明らかにした。

その後、日本人の海外旅行の増大等に伴い、旅行あつ旋業法は1971年旅行業法に全面改正された。旅行業法では海外旅行と国内旅行の分類に改正され、更にその後主催(企画)旅行と手配旅行の分類へと改正された。海外旅行の増加による涉外訴訟のリスクの増大への対応は、私的契約として特別補償制度を設け、行政が約款の認可権限で下支えするという方式で対応した。行政指導により措置されるという日本型システムが有効に機能すると考えられたからである。しかしながら、主催(企画)旅行の包括料金制の制度的整合性について第6章において詳細に分析した結果、実利用者と旅行業者が包括料金に基づき旅行業契約を締結すると、実運送・宿泊事業法の経済規制が適用されないという実務慣行の法的根拠の説明が困難であるということを証明し、旅行業法制度に大きな問題点があることを明らかにした。

7) 第7章において明確化した事項

第7章では、観光情報の提供に関する制度は、交通情報、宿泊情報及び観光資源情報等に大別した旅行情報に収斂させて理解することが適当であることを明らかにした。このことは、わが国観光関係法制度の規範性を分析する過程において、観光概念における「日常」と「非日常」の意識の接近現象が、税・助成制度をはじめ、観光資源制度、宿泊事業制度、旅客運送事業制度に現れてきていることが立証され、しかもこの日常と非日常の意識の接

近は、それぞれの分野において発生している特有の現象にとどまらず、観光に係る法制度全体に共通する現象であったことから理解できる。

8) 課題の検証

第1章から第7章において明確化した事項等を序説で提起した課題に対応して整理すると次の通りとなる。

i 観光基本法の指針性の欠如理由としての観光概念の不明確性

1968年観光基本法が基本法として制定されたにもかかわらず、その後観光関係の実定法が制定されず、観光基本法が国会で言及されることも極めて少なかったことを解明し、同時期に制定された他の基本法等と比較して基本法としての指針性が欠如していると判断せざるを得ない状況であることを解明した(主として第1章)。その理由として、指針となる観光の制度的概念が不明確であり、実定法において観光概念を中心として展開するには、規範性の確保が出来ず、困難であったことの論証を行った(第2章から第6章)。

ii 観光概念における「日常」と「非日常」の意識の接近

観光関係法における観光概念の不明確性が拡大し、税制度、観光資源制度、宿泊制度及び交通制度のいずれの分野においても、日常行動を対象とするものと非日常を対象とするものの区分が相対化していることの論証を行い、同現象が観光に関連する法制度に共通するものであることを明らかにした(第2章から第7章)。

iii 主催旅行(企画旅行)制度の包括料金制度に関する疑問

現在観光制度の中心のひとつである旅行業制度は、規範性のある法制度として機能している代表的なものとして認識されているが、主催旅行に関わる包括料金制度は、旅客運送法制度等と制度的整合性をもって理解することが困難であることの論証を行った。その結果、規範性のある観光関係法制度の制度的発展は、旅客運送法制度等と旅行業法制度が全体として制度的整合性を持って存在しない限り困難であることを明らかにした(第5章から第7章)。

第2節 まとめ

小泉総理が2003年に国会で行った施政方針演説に端を発し、現在では観光がまちづくりをはじめとして各方面でキーワードとして取り上げられている。それだけ世の中における観光と考えられるものの役割が重要視されてきているわけであり、国土交通省の試算では、観光が我が国経済に及ぼす直接効果だけでも20兆円を超えるもの(2006年)と報告されている。筆者もこのことを否定するものではなく、これまで世の中で観光と考えられてきたものが以前にもまして拡大してきていると直感するものである。しかしながら、その重要性を増大させつつある観光を、重要性が増しているだけに法制度の対象として捉えた場合に、規範性の前提となる観光概念そのものが整理されていないのではないかとすることも同時に直感したわけである。「政策展開における観光基本法の指針性及び観光関係法制の規範性に関する研究」と題した本稿では、わが国における観光に関する法制度が、1964年に観光基本法が制定されたにもかかわらず現実に発展的広がりを見せなかった理由として、観光

基本法の指針性の欠如に原因があるという主張をした。

本稿における分析の結果、観光基本法の指針性の欠如は、規範性のある法制度の前提となる観光概念が整理されないまま同法が規定されたことに起因し、同時に、実定法を中心とした観光関係法制度が発展的な広がりを見せなかったことにより、規範性のある法制度の前提となる観光概念も発展してこなかったとの主張を行うにいたった。このことは観光基本法及び観光立国推進基本法の存在如何に関わらず、そもそも規範性のある観光関係法制度は発展しないものであったのではないかということ想起させることとなり、最終的には規範性のある法制度の前提となる観光概念そのものの樹立が困難ではないかという結論を導くこととなった。

観光概念は、遊興的概念でとらえられる時代においては自国民に対してはしばしば抑制すべきもの(外客に対しては誘致すべきもの)となった。その限りにおいては政策対象としても抑制すべきものとなった。しかしながら抑制すべきものとして捉えられることのない現在においても、観光概念は、教育概念、文化概念等のように特別の政策的機能を持つものとして存在するものとはなっていない。「言葉」というものが特別の器官により実現されるものではなく、唇、舌、鼻腔、咽頭、肺等別の目的を持った様々な器官を使って実現されるように、観光も文化、歴史、環境、自然、娯楽等の様々な概念を使って説明されるものとなっている。このことから、観光法制度を観光概念単独で規範性のあるものとして構築することは困難であるという結論を導くこととなった。

この結論と同時に、わが国観光関係法制度の規範性を分析する過程において、観光概念における「日常」と「非日常」の意識の接近現象が、税・助成制度をはじめ、観光資源制度、宿泊事業制度、旅客運送事業制度に現れてきていることを立証し、法制度に関わる観光概念の見直しが必要となってきたのではないかという分析結果を得ることとなった。このことは各章において詳細に記述したとおりである。また、観光関係法制度の未発達は、観光概念における「日常」と「非日常」の意識の接近現象とあいまって、旅行業法に代表されるように個別観光関係法の規範性の弱体化という形で深刻な現象として現れているという分析結果も得た。特に主催旅行(企画旅行)について詳細に分析した結果、実利用者と旅行業者が包括料金に基づき旅行業契約を締結すると、実旅客運送事業法・宿泊事業法の経済規制が適用されないという実務慣行の法的根拠の説明が困難であるということが証明され、旅行業法及び実旅客運送法との間の関係の制度的整合性に疑問を呈することとなったわけである。

最後に、本稿の分析の結果、今後の観光制度の発展のためには、観光情報は、交通情報、宿泊情報及び観光資源情報等に大別した旅行情報に収斂させて理解することが適当であるとの結論を導くこととなった。このことは、現行の国際観光ホテル整備法、通訳案内士法及び旅行業法といった個別観光法令も、旅行者への情報提供に関する法制度として存在しており、観光情報に限定されるものではない旅行情報に関するものとして機能していることから明らかである。

1967年に制定された公害対策基本法が廃止されて新たに1993年に環境基本法が制定された際、新たな理念の制定にとどまらずに18の関係法令が改正されていることに鑑み、今後観光に関する基本的な法律の見直しにあっても、観光関係法令が人の移動に関する旅行制度として認識されることが望まれる次第であり、そのことが観光制度論のみならず観光学全体の発展にもつながるものとするべきである。■

参考文献リスト

(五十音順)

- 淡路剛久(2003) : 「景観権の生成と国立・大学通り訴訟判決」『ジュリスト』1240号 pp68-69
- 池上俊雄(1974) : 「イギリスにおける旅行業者の民事責任」『法学新報』1974年3月号 pp103-126
- 池上俊雄(1994) : 「EC指令に基づくイギリス旅行業者の規制—パック旅行契約締結前の責任—」『英米法学』34号英米法研究会 中央大学学友会学術連盟
- 池上俊雄(1996) : 「EC指令に基づくイギリス旅行業者の規制—契約締結後の責任について—」『帝京法学』19巻2号 pp61-86
- 今濟勇(1962) : 「民社党の観光事業振興対策」(財)観光事業研究会発行『観光研究』67号 pp16-17
- 上田卓爾(2005) : 「観光学における「観光」の歴史的用例について—「観光丸」から「観光」を見直す—」『財団法人アジア太平洋観光交流センター第11回観光に関する学術論文集』 pp32-47
- 運輸省観光局監修(1963) : 『観光基本法解説』学陽書房 310p.
- 大久保あかね(2002) : 『近代における日本旅館の成立と変容』立教大学大学院観光研究学科 博士学位請求論文 182p.
- 大橋昭一(2001) : 「ドイツ語圏における観光概念の形成過程」『大阪明浄大学紀要』第1号 pp11-21
- オットー・リーゼ(1970) : 「旅行契約および旅行業者の責任に関する国際条約案について」『空法』13号 古瀬村邦夫訳 pp1711-1755
- 岡本伸之編(2001) : 『観光学入門』有斐閣 370p.
- 加藤淳子(1997) : 『税制改革と官僚制』東京大学出版会 306p.
- 川人貞史(2005) : 『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会 292p.
- 川口満(1996) : 『新訂 21世紀の航空政策論』成山堂書店 250p.
- 川島武宣(1986) : 『慣習法上の権利2』岩波書店 724p.
- 環境庁自然保護局施設整備課監修(1986) 『逐条解説温泉法』(株)ぎょうせい 315p.
- 観光基礎概念研究会(1998) : 「『観光・観光資源・観光地』の定義」『観光研究』1998.3 Vol.9 No.2 pp35-37
- 金徳謙(2005) : 『旅行業及びその関連業に見る主要旅行業者の情報化の過程』観光研究 2005.3Vol.16No.2 pp19-28
- 国井富士利(1948a) : 「観光事業と立法(1)」運輸省観光局発行『国際観光』2号 pp5-16
- 国井富士利(1948b) : 「観光事業と立法(2)」『国際観光』3号 pp17-26
- 国井富士利(1948c) : 「観光事業と立法(3)」『国際観光』4号 pp17-23
- 国井富士利(1949a) : 「観光事業と立法(4)」『国際観光』5号 pp17-23

- 国井富士利(1949b) : 「観光事業と立法(5)」『国際観光』6号 pp10-15
- 国井富士利(1949c) : 「観光庁の設置をめぐる諸問題」『国際観光』9号 pp11-15
- 国井富士利(1949d) : 「旅行斡旋業を巡る諸問題」『国際観光』6号
- 国井富士利(1950a) : 「国際観光ホテル整備法の成立過程を顧みて」『国際観光』11号 pp13-18
- 国井富士利(1950b) : 「国際観光ホテル整備法概説」『国際観光』14号 pp22-27
- 国井富士利(1950c) : 「国際観光ホテル整備法概説(続)」『国際観光』16号 pp11-16
- 国井富士利(1950d) : 「旅行斡旋業法案の構想」『国際観光』16号 pp6-17
- 国井富士利(1952a) : 「国際観光ホテル整備法の改正について」『国際観光』23号 pp36-38
- 国井富士利(1952b) : 「旅行斡旋業法制定の経緯と同法実施上の問題点」『国際観光』26号 pp25-30
- 国井富士利(1953a) : 「旅行斡旋業実施上の問題点」『国際観光』28号 pp18-19
- 国井富士利(1953b) : 「外客と遊興飲食税問題」『国際観光』29号 pp11-15
- 国井富士利(1955) : 「旅行あつ旋業法の改正問題について」『国際観光』38号 pp15-19
- 国井富士利(1957) : 『改正旅行あつ旋業法解説』(株)交通出版社 150p.
- 国際観光情報編集部(1968) : 「旅行あつ旋業発達史」国際観光振興会発行『国際観光情報』200号 pp52-77
- 佐伯啓思(1993) : 『欲望と資本主義』講談社現代新書 221p.
- 坂本昭雄(1992) : 『国際航空法論』有信堂高文社 362p.
- 坂田邦洋(1980) : 『文化財保護法』広雅堂書店 124p.
- 坂和章平(2004) : 『景観法の解説』新日本法規 408p.
- 佐々木正人(2000) : 『旅行の法律学』日本評論社 213p.
- 佐々木正人(2005) : 『改正旅行業法・約款の解説』中央書院 327p.
- 佐藤喜子光(1995) : 「新国際航空運賃の発足過程とその有効活用ための課題」『日本観光学会研究報告』27号 pp10-19
- 椎名仙卓(2005) : 『日本博物館成立史』雄山閣 234p.
- 島十四郎(1975) : 「旅行あつ旋業の法的性格—いわゆる墨東睦共和会事件に関連して—」『現代商法学の課題(上)』(株)有斐閣 pp473-496
- (社)日本温泉協会(1957) : 『温泉必携』(社)日本温泉協会 406p.
- (社)日本観光協会(1995) : 『観光事典』(社)日本観光協会 177p.
- (社)日本建築学会編(2005) : 『景観法と景観まちづくり』学芸出版社 208p.
- 白田秀彰(2005) : 「情報時代の保守主義と法律家の役割」
<http://ised-glocom.g.hatena.ne.jp/ised/03010108> アクセス 2006年1月20日
- 鈴木謙介(2005) : 『カーニヴァル化する社会』講談社新書 174p.
- 幾代通・平田春二(1969) : 「ホテル・旅館宿泊契約」「宿泊モデル約款」加藤一郎・鈴木禄弥編『注釈民法第17巻』有斐閣 pp421-449
- 須田寛(2003) : 『新・観光資源論』(株)交通新聞社 296p.

- 須藤廣・遠藤英樹(2005)：『観光社会学』明石書店 232p.
- 砂本文彦(2003)：「1930年代国際観光政策の立案過程について」『観光研究』Vol. 14 No. 1 pp1-8
- 住田俊一(1982)：「約款改正を業界発展の糸口に」『週間トラベルジャーナル』1982. 9. 14
- 総理府審議室編(1980)：『観光行政百年と観光政策審議会三十年の歩み』(株)ぎょうせい 634p.
- 高橋弘(1985)：「旅行の法律問題」『現代企業法講座第4巻第7章』東大出版会
- 高橋弘(1981)：「西ドイツ旅行契約の成立過程—パック旅行契約の私法的規制」『広島法学』5巻1号 pp55-128
- 高橋弘(1982)：「西ドイツ旅行契約法の内容」『広島法学』6巻1号 pp35-85
- 高橋弘(2000)：「オランダ民法典中の旅行契約」『広島法学』24巻2号 pp213-218
- 竹内敏夫(1950)：『文化財保護法詳説』刀江書院 295p.
- 武部英治「観光基本法制定の動き」財団法人観光事業研究会発行『観光研究』66号 pp20-21
- 立山紘毅(2002)：「『表現すること』の著作権」をめぐりいくつかのスケッチ」『デジタル著作権』ソフトバンクパブリッシング株式会社 338p.
- 田中角栄(1962)：「観光国策の推進」『観光研究』67号 pp13-14
- 田中二郎(1974)：『新版行政法上巻』弘文堂
- 田中誠二編(1973)：『コンメンタール商行為法』(株)勁草書房 610p.
- 谷沢一(1963)：「旅行あつ旋業の法的性格」(社)日本観光協会『観光』1963年3月号
- 谷沢一(1972)：『観光営業法 新版』国際観光旅館連盟発行 165p.
- 玉村和彦(1989)：「旅行商品概念の導入と南新助による団体旅行」『同志社商学』41巻3・4号 pp4-7
- 玉村和彦(1991a)：「旅行商品におけるホールセリングの確立」『同志社商学』42巻4・5号 pp132-152
- 玉村和彦(1991b)：「バルク運賃の導入とその影響」『同志社商学』第42巻第6号 pp22-43
- 玉村和彦(1993)：「1970年代におけるパッケージ・ツアーの普及要因」『同志社商学』45巻1号 pp124-143
- 玉村和彦(1999)：「日本におけるパッケージ・ツアーの誕生」『同志社商学』50巻5・6号 pp367-380
- 津上毅一(1953)：「欧州における旅行あつ旋業の統制状況」『国際観光』pp6-7
- 寺前秀一(1980)：「生活と観光の情報化」『観光文化』第23号(財)日本交通公社 pp2-7
- 寺前秀一(1987)：「海外旅行倍増計画(テンミリオン計画)」『観光文化』11巻6号
- 寺前秀一(2000)：『新世紀交通課題』(株)ぎょうせい 259p.
- 寺前秀一(2001)：『モバイル交通革命』(株)東京交通新聞社 216p.
- 寺前秀一(2004a)：「台湾、韓国、香港にビザなし観光を認めよ」『選択』2004年3月号 pp108-109
- 寺前秀一(2004b)：「旅主社会形成と新テン・ミリオン計画への期待」『ツーリズムの競争力

- 強化に向けた産業的対応』(財)地球産業文化研究所 pp85-91
- 寺前秀一(2004c)：「モバイル観光と総合生活移動情報産業への期待」『g コンテンツ論文集』
(財)データベース振興センターpp1-23
- 寺前秀一(2004d)：「観光GISの取り組み」『測量』2004年5月号(社)日本測量協会発行 pp39-40
- 寺前秀一(2005a)：「戦後における宿泊法制度の分析と課題」『観光研究』Vol.16No.2
pp19-28
- 寺前秀一(2005b)：「観光法制度論」『法政大学寄附講座 観光立国論』日本観光戦略研究所
pp106-116
- 寺前秀一(2006a)：『観光政策・制度入門』(株)ぎょうせい 266p.
- 寺前秀一(2006b)：「観光基本法の分析と課題」『観光立国セミナー報告書Ⅲ』2006年8月
(特)JAPANNOW 観光情報協会 pp55-58
- 寺前秀一(2007)：「観光政策・制度の考察と課題-観光立国推進基本法の制定を契機として-」
立教大学溝尾良隆先生退職記念論文集『観光の持続的発展とまちづくり』pp378-392
- 東京都税制調査会答申(2001)：『21世紀の地方主権を支える税財政制度』東京都都市型観光
資源の調査研究報告書 91p.
- 土橋正義(1972)：『旅行業法解説』(株)森谷トラベル・エンタプライズ 272p.
- 富井利安(2003)：『「景観利益」判決の要点と意義』地域計画 464号
- 富永浩吉(2001)：「観光振興のための財源の確保方策について」『(財)アジア太平洋観光交
流センター第9回観光に関する学術研究論文』pp15-31
- 長尾治助(1976)：「旅行サービス提供契約と消費者保護」『法律時報』48巻5号 pp86-92
- 中島晃(1997)：「歴史的景観訴訟」淡路剛久・寺西俊一編『公害環境理論の新たな展開』日
本評論社 pp315-327
- 中島敬介(2002)：「観光税政策についての研究」『日本観光研究学会全国大会研究論文集
No.17』pp37-40
- 成田知巳(1962)：「観光事業について一言」『観光研究』67号 pp14-16
- 二階俊博(2004)：「観光庁設置を急ぐべし」『選択』2004年12月号 p.92
- 西垣晴次(1983)：『お伊勢まいり』岩波新書 252p.
- 西田正徳(1999)：『瀬戸内海の発見～意味の風景から視覚の風景～』中公新書 263p.
- 西原寛一(1960)：『商行為法』有斐閣法律学全集 437p.
- 丹羽利男(1962)：「旅行斡旋業者について」『運輸と経済』1962年3月号 pp37-46
- 布谷知夫(2005)：『博物館の理念と運営』雄山閣 234p.
- 橋本信明(1970)：「旅行あつ旋業法における登録制の意味」『トラベルジャーナル』1970年
3月16日号
- 原茂太一(1984)：「航空旅客運送契約」『現代契約法体系第7巻』有斐閣
- 廣岡裕一(1999)：「オプション・ツアーに関する一考察」『JATA NEWS LETTER』1999年6
月21日号 p.16

- 廣岡裕一(2002)：「旅行契約の考え方と認識」立命館大学発行『政策科学』2002年10月 pp97-116
- 廣岡裕一(2003)：「旅行あつ旋業法の制定と旅行業法への改正—1952年の制定と1971年の改正—」『政策科学』2003年秋 pp119-131
- 廣岡裕一(2004)：「欧州パッケージ旅行における旅行者に対する旅行業者の責任」『政策科学』2004年秋 pp97-109
- 福元健太郎(2000)：『日本の国会政治』東京大学出版会 261p.
- 福元健太郎(2007)：『立法の制度と過程』木鐸社 230p.
- フジタニ, T. (1994)：『天皇のページェント』NHKブックス 240p.
- 藤本隆宏(2007)：「もの造り現場発の視点で」日本経済新聞経済教室 2007年3月28日
- 文化庁監修(2001)：『文化財保護法50年史』(株)ぎょうせい 649p.
- 堀井勝(1960)：『自然公園法解説』国立公園協会 679.
- 前田繁一(1999)：『総合保養地域整備法の研究』晃洋書房 156p.
- 前田勇(1995)：『観光とサービスの心理学』学文社 209p.
- 松本和幸・塩谷英生(2006)：『地域づくりと法定外税—観光関連税を中心に—』立教大学観光学部紀要第8号 pp27-36
- 松本和幸(2007)：『世界経済に占める観光活動のウェイトについて』立教大学観光学部紀要第9号 pp37-43
- 亘理格(1980)：『景観保護の法と課題—アメニティ保障の視点から』ジュリスト 692号
- 御厨貴(2000)：「機振法イメージの政治史的意味」『戦争・復興・発展』東京大学出版会 pp296-337
- 三浦雅生(1996a)：『新・旅行業法解説』(株)トラベルジャーナル 342p.
- 三浦雅生(1996b)：『新・標準旅行業約款解説』(株)トラベルジャーナル 310p.
- 溝尾良隆(1983)：「景観評価に関する研究の動向」『地域研究』24巻1号
- 溝尾良隆(1993)：「『観光』の定義をめぐって」立教大学社会学部発行『応用社会学研究』35号 pp39-48
- 溝尾良隆(2003)：『観光学 基本と実践』古今書院 149p.
- 溝尾良隆・市原洋右・渡辺貴介・毛塚宏(1975)：『多次元分析による観光資源の評価』地理学評論第48巻10号 pp694-711
- 村上和夫(1995)：「観光の諸制度」『現代観光総論』第4章 学文社 203p.
- 室谷正裕(1998)：『新時代の国内観光』(財)運輸政策研究機構 252p.
- 安島博幸(1991)：『日本別荘史ノート』住まいの図書館出版社 307p.
- 安丸良夫(1979)：『神々の明治維新』岩波新書 215p.
- 安村克己(2001)：『ツーリズムとポストモダン社会に関する社会学的考察』立教大学大学院観光研究学科博士学位請求論文 245p.
- 山口真弘(1974)：『鉄道法制概論』(株)鉄道研究社 441p.

- 山下友信(1988) : 「運送・旅行」『消費者法講座4』日本評論社 pp335-360
- 山下文利(1970a) : 「あつ旋業法の適用範囲を明確にする」『トラベルジャーナル』1970年2月9日号 pp19-21
- 山下文利(1970b) : 「旅行業法案の考え方(1)」『トラベルジャーナル』1970年2月23日号 p. 6
- 山下文利(1970c) : 「旅行業法案の考え方(2)」『トラベルジャーナル』1970年3月2日号 p. 6
- 山下文利(1970d) : 「旅行業法案の考え方(3)」『トラベルジャーナル』1970年3月8日号 p. 3
- 山下文利(1970e) : 「旅行業法案の考え方(4)」『トラベルジャーナル』1970年3月23日号 p. 6
- 山下文利(1970f) : 「旅行業法案の考え方(5)」『トラベルジャーナル』1970年3月30日号 p. 6
- 山添敏文(1988) : 「古都保存協力税 その後の経過と総括への試み」『京都市政調査会報』71号 20p.
- 山添敏文(1991) : 『新世紀京都市政のために』京都市政調査会事務局長として自費出版 431p.

(以下アルファベット順)

- Angela Cheng-Jui Lu (2003) *International Airline Alliances: EC Competition Law/Us Antitrust Law and International Air Transport*, Hague: Kluwer Law International 448p.
- 陳水亮 (2003) : 『大専用書 観光行政與法規』陳水亮著發行 417p.
- Grant, D. & Mason, S. (1998) *Holiday Law: The Law Relating to Travel and Tourism*, 2nd ed. London: Sweet & Maxwell pp183-184
- Lawrence Lessig (1999) *Code: and Other Laws of Cyberspace* New York: Basic Books .297p.
- Mandy Rafool (1998) *Travel & Tourism: State Tourism Taxes National Conference of State Legislatures* 33p.
- Murphy, Peter E. (1985) *Tourism: A Community Approach*, New York: Methuen 200p.
- Trevor Soames (1999) *Airlines Alliances: EC competition Law Issues*, Tokyo(財)運輸政策研究機構 142p.
- 楊正寬(2003) : 『観光行政與法規(精華版三版)』揚智文化事業股份有限公司發行 286p.